

## 舞鶴市原子力災害時職員行動マニュアル

## 第2章 職員の安全対策

## 第1節 職員の安全対策

**第2章 職員の安全対策****2 放射線防護に係る指標**

- (1) 職員の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努めるものとする。
- (2) 応急対策活動を実施する職員の被ばく線量は、原子力災害が発生し終息するまでの間において、実効線量で50 mSvを上限とする。ただし、女性は5 mSv、妊娠中の女性は1 mSvを上限とする。